

旭川市の概要

1 市勢概要

位置(旭川市役所)

東經 $142^{\circ} 21' 54''$

北緯 $43^{\circ} 46' 15''$

標高 約 112.1 m

面積 747.66 km²

市街化区域	79.57 km ²
-------	-----------------------

318,088

人口 318,088
(令和6年4月1日現在)

177,153世帯

世帯 177,153世帯
(令和6年4月1日現在)

気象(令和6年:気象庁発表値による)

気温 最高 35.2℃ (8月13日)

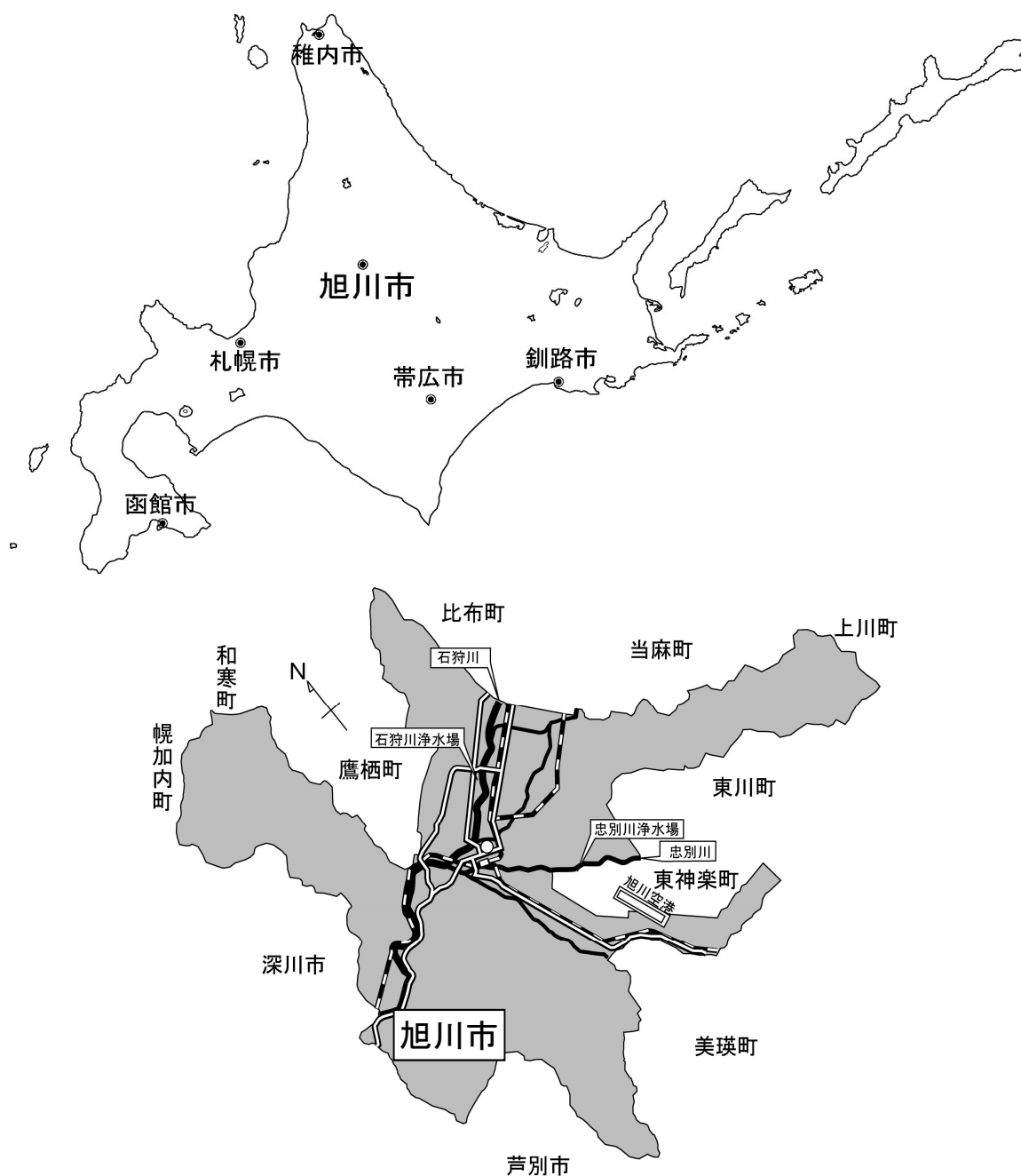
最低 -21.6°C (1月21日)

平均 8.2°C

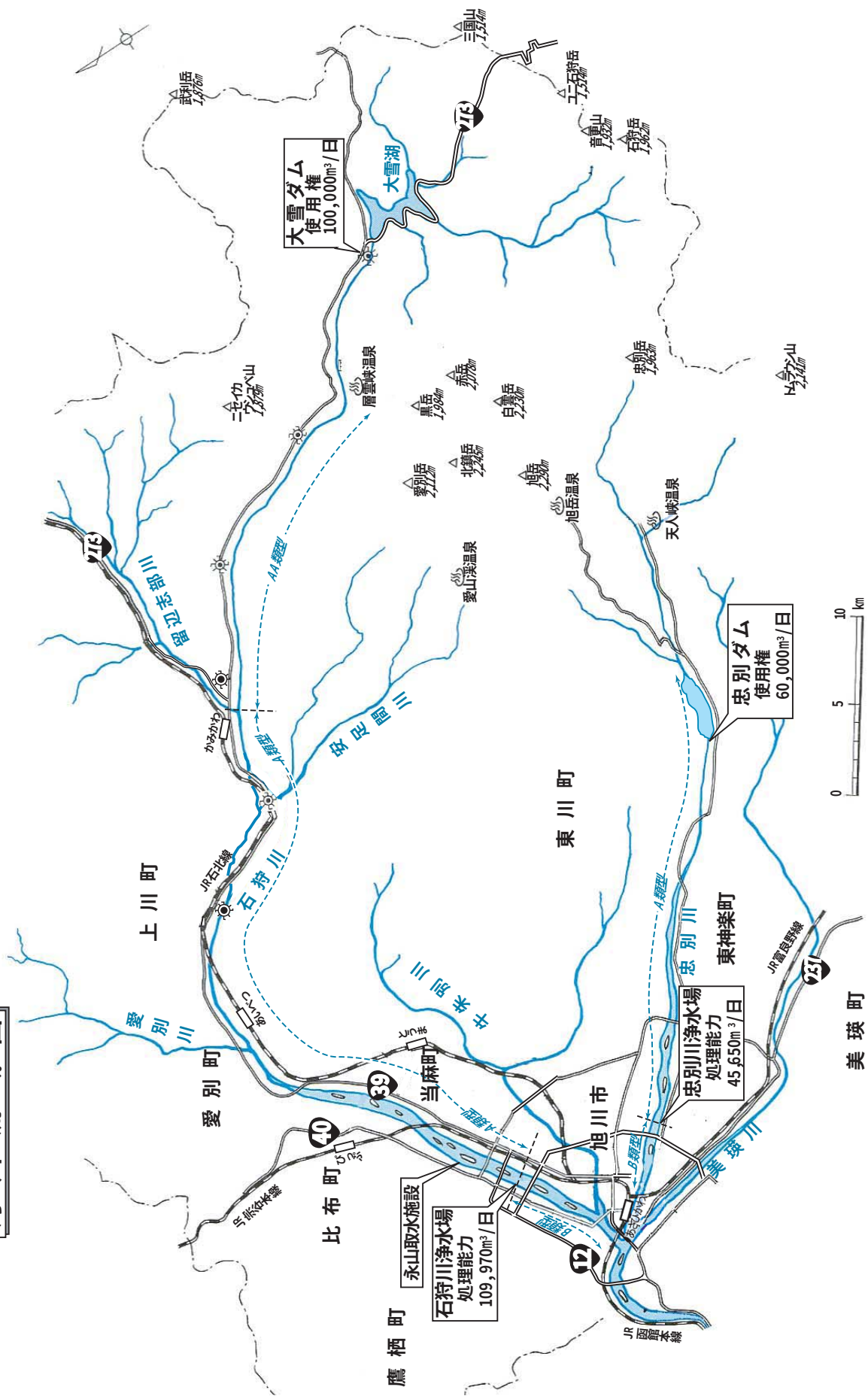
降水量 最大 110.0 mm/日 (7月24日)

年間 1036.0mm

2 旭川市の位置



区域流川河



水質基準等

1 水質基準項目

項 目 名	基 準 値	検 査 方 法
1 一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。	標準寒天培地法
2 大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。	フレームレス-原子吸光度法(以下「フレームレス-AAS法」という。)、誘導結合プラズマ発光分光分析法(以下「ICP法」という。)又は誘導結合プラズマ-質量分析法(以下「ICP-MS法」という。)
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。	還元酸化-AAS法
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	フレームレス-AAS法、ICP-MS法、水素化物発生-AAS法、水素化物発生-ICP法
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。	フレームレス-AAS法、ICP法又はICP-MS法
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。	フレームレス-AAS法、ICP-MS法、水素化物発生-AAS法、水素化物発生-ICP法
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下であること。	フレームレス-AAS法、ICP法、ICP-MS法
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/Lであること	イオンクロマトグラフ法(以下「IC法」という)
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光度法(以下「IC-ポストカラム吸光度法」という。)
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。	IC法
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。	IC法
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。	ICP法、ICP-MS法
14 四塩化炭素	0.002mg/L以下であること。	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法(以下「PT-GC-MS法」という。)又はヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析法(以下「HS-GC-MS法」という。)
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること。	固相抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法(以下「SA-GC-MS法」という。)、PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること。	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること。	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
20 ベンゼン	0.01mg/L以下であること。	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
21 塩素酸	0.6mg/L以下であること。	IC法、液体クロマトグラフ質量分析法(以下「LC-MS法」という。)
22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること。	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法(以下「SE-誘導体化-GC-MS法」という。)又はLC-MS法
23 クロロホルム	0.06mg/L以下であること。	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。	SE-誘導体化-GC-MS法、LC-MS法
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること。	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
26 臭素酸	0.01mg/L以下であること。	IC-ポストカラム吸光度法、LC-MS法
27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下であること。	クロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムごとに、それぞれ23の項、25の項、29の項及び30の項の右欄に掲げる方法
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。	SE-誘導体化-GC-MS法、LC-MS法
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること。	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
30 プロモホルム	0.09mg/L以下であること。	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること。	SE-誘導体化-GC-MS法、誘導体化-高速液体クロマトグラフ法、誘導体化-液体クロマトグラフ-質量分析法
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。	フレームレス-AAS法、フレーム原子吸光度法(以下「フレーム-AAS法」という。)、ICP法、ICP-MS法
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。	フレームレス-AAS法、ICP法、ICP-MS法
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。	フレームレス-AAS法、フレーム-AAS法、ICP法、ICP-MS法
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。	フレームレス-AAS法、フレーム-AAS法、ICP法、ICP-MS法
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。	フレームレス-AAS法、フレーム-AAS法、ICP法、ICP-MS法、IC法
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。	フレームレス-AAS法、フレーム-AAS法、ICP法、ICP-MS法
38 塩化物イオン	200mg/L以下であること。	IC法、滴定法
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下であること。	フレーム-AAS法、ICP法、ICP-MS法、IC法、滴定法
40 蒸発残留物	500mg/L以下であること。	重量法
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること。	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法(以下「SA-HPLC法」という。)
42 ジェオスミン ※1	0.00001mg/L以下であること。	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法、SA-GC-MS法、固相マイクロ抽出-GC-MS法(以下「SPME-GC-MS法」という。)
43 2-メチルイソボルネオール ※2	0.00001mg/L以下であること。	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法、SA-GC-MS法、SPME-GC-MS法
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。	固相抽出-吸光度法(以下「SA-吸光度法」という。)、SA-HPLC法
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。	固相抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法(以下「SA-誘導体化-GC-MS法」という。)、固相抽出- LC-MS法(以下「SA-LC-MS法」という。)
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下であること。	全有機炭素計測定法
47 pH値	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法、連続自動測定機器によるガラス電極法
48 味	異常でないこと。	官能法
49 臭気	異常でないこと。	官能法
50 色度	5度以下であること。	比色法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法
51 濁度	2度以下であること。	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による散乱光測定法、連続自動測定機器による透過散乱法

水道法施行規則第17条第3号

残留塩素	給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/L(結合残留塩素の場合は、0.4mg/L)以上保持するように塩素消毒すること。 ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2mg/L(結合塩素の場合は、1.5mg/L)以上とする。
------	--

※1 正式名称は(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

※2 正式名称は1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール

2 水質管理目標設定項目

項 目 名	目 標 値	検 査 方 法
1 アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下	水素化物発生-AAS法、水素化物発生-ICP法、ICP-MS法
2 ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下(暫定)	ICP-MS法、固相抽出-ICP法
3 ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L以下	フレイムレス-AAS法、ICP法、ICP-MS法
4 削除	削除	削除
5 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
6 削除	削除	削除
7 削除	削除	削除
8 トルエン	0.4mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	SE-GC-MS法
10 亜塩素酸	0.6mg/L以下	IC法、IC-ポストカラム吸光光度法、LC-MS法
11 削除	削除	削除
12 二酸化塩素	0.6mg/L以下	IC法、IC-ポストカラム吸光光度法
13 ジクロロアセトリル	0.01mg/L以下(暫定)	SE-GC-MS法
14 抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	SE-GC-MS法
15 農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	農薬ごとに定められる方法
16 残留塩素	1mg/L以下	ジエチル-p-フェニレンジアミン法(DPD法)、電流法、吸光光度法、連続自動測定機器による吸光光度法、ポーラログラフ法
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	フレイム-AAS法、ICP法、ICP-MS法、IC法、滴定法
18 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下	フレイムレス-AAS法、ICP法、ICP-MS法
19 遊離炭酸	20mg/L以下	滴定法
20 1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
21 メチルセブチルエーテル	0.02mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
22 有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	滴定法
23 臭気強度(TON)	3以下	官能法
24 蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	重量法
25 濁度	1度以下	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による散乱光測定法、連続自動測定機器による透過散乱法
26 pH値	7.5程度	ガラス電極法、連続自動測定機器によるガラス電極法
27 腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	計算法
28 従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	R2A寒天培地法
29 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
30 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.1mg/L以下	フレイムレス-AAS法、ICP法、ICP-MS法
31 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下(暫定)	固相抽出-LC-MS法

※ 残留塩素、カルシウム、マグネシウム等(硬度)、遊離炭酸、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、臭気強度(TON)、蒸発残留物、濁度、pH値、腐食性(ランゲリア指数)の目標値は、より質の高い水道水供給を目指すための位置づけである。

3 農薬類(水質管理目標設定項目15)の対象農薬リスト

項 目 名	目 標 値	検 査 方 法
1 1,3-ジクロロプロベン(D-D) ※1	0.05mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
2 2,2-DPA(ダラボン)	0.08mg/L以下	LC-MS法
3 2,4-D(2,4-PA)	0.02mg/L以下	SA-誘導体化-GC-MS法、SA-LC-MS法、LC-MS法
4 EPN ※2	0.004mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
5 MCPA	0.005mg/L以下	LC-MS法
6 アシエラム	0.9mg/L以下	SA-HPLC法、SA-LC-MS法、LC-MS法
7 アセフェート	0.006mg/L以下	LC-MS法
8 アトラジン	0.01mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
9 アニロホス	0.003mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
10 アミトラズ	0.006mg/L以下	LC-MS法
11 アラクロール	0.03mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
12 イソキサチオン ※2	0.005mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
13 イソフェンホス ※2	0.001mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
14 イソプロカルブ(MIPC)	0.01mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
15 イソプロチオラン(IPT)	0.3mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
16 イブフェンカルバゾン	0.002mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
17 イブロベンホス(IBP)	0.09mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
18 イミノクタジン	0.006mg/L以下	SA-HPLC-ポストカラム法、溶媒抽出-HPLC-ポストカラム法、SA-LC-MS法
19 インダノファン	0.009mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
20 エスプロカルブ	0.03mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
21 エトフェンブロックス	0.08mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
22 エンドスルファン(ベンゾエビン) ※3	0.01mg/L以下	SA-GC-MS法
23 オキサジクロメホン	0.02mg/L以下	LC-MS法
24 オキシ銅	0.03mg/L以下	SA-LC-MS法、LC-MS法
25 オリサストロビン ※4	0.1mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
26 カズサホス	0.0006mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
27 カフェンストロール	0.008mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
28 カルタップ ※5	0.08mg/L以下	LC-MS法
29 カルバリル(NAC)	0.02mg/L以下	SA-HPLC法、HPLC-ポストカラム法、SA-LC-MS法、LC-MS法
30 カルボフラン	0.0003mg/L以下	HPLC-ポストカラム法、SA-LC-MS法、LC-MS法
31 キノクラミン(ACN)	0.005mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
32 キャプタン	0.3mg/L以下	SA-GC-MS法
33 クミルロン	0.03mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
34 グリホサート ※6	2mg/L以下	誘導体化-HPLC法、HPLC-ポストカラム法、誘導体化-固相抽出-LC-MS法(以下「誘導体化-SA-LC-MS法」という)
35 グルホシネート	0.02mg/L以下	誘導体化-SA-LC-MS法
36 クロメプロップ	0.02mg/L以下	LC-MS法
37 クロルニトロフェン(CNP) ※7	0.0001mg/L以下	SA-GC-MS法
38 クロルピリホス ※2	0.003mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
39 クロタロニル(TPN)	0.05mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
40 シアナジン	0.001mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
41 シアノホス(CYAP)	0.003mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
42 ジクロン(DCMU)	0.02mg/L以下	SA-LC-MS法、LC-MS法
43 ジクロベニル(DBN)	0.03mg/L以下	SA-GC-MS法
44 ジクロロボス(DDVP)	0.008mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
45 ジクワット	0.01mg/L以下	SA-HPLC法、SA-LC-MS法
46 ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
47 ジチオカルバメート系農薬 ※8	0.005mg/L以下	HS-GC-MS法
48 ジチオビル	0.009mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
49 シハロホップブチル	0.006mg/L以下	SA-GC-MS法
50 シマジン(CAT)	0.003mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
51 ジメタメリン	0.02mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
52 ジメトエート	0.05mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
53 シメリン	0.03mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
54 ダイアジノン ※2	0.003mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
55 ダイムロン	0.8mg/L以下	SA-LC-MS法、LC-MS法
56 ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート ※9	0.01mg/L以下	PT-GC-MS法
57 チアジニル	0.1mg/L以下	LC-MS法
58 チウラム	0.02mg/L以下	SA-LC-MS法
59 チオジカルブ	0.08mg/L以下	SA-LC-MS法、LC-MS法
60 チオファネートメチル	0.3mg/L以下	SA-HPLC法、SA-LC-MS法、LC-MS法
61 チオベンカルブ	0.02mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
62 テフリトリオン	0.002mg/L以下	LC-MS法

	項 目 名	目 標 値	検 査 方 法
63	テルブカルブ (MBPMC)	0.02mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
64	トリクロビル	0.006mg/L以下	SA-誘導体化-GC-MS法、SA-LC-MS法、LC-MS法
65	トリクロロホン (DEP)	0.005mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
66	トリシクラーノール	0.1mg/L以下	SA-LC-MS法、LC-MS法
67	トリフルラリン	0.06mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
68	ナプロバミド	0.03mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
69	バラコート	0.005mg/L以下	SA-LC-MS法
70	ビペロホス	0.0009mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
71	ピラクロニル	0.01mg/L以下	LC-MS法
72	ピラゾキシフェン	0.004mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
73	ピラゾリネート (ピラゾレート)	0.02mg/L以下	LC-MS法
74	ピリダフェンチオン	0.002mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
75	ピリプチカルブ	0.02mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
76	ピロキロン	0.05mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
77	フィプロニル	0.0005mg/L以下	SA-LC-MS法、LC-MS法
78	フェントロチオン (MEP) ※2	0.01mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
79	フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
80	フェリムゾン	0.05mg/L以下	LC-MS法
81	フェンチオン (MPP) ※10	0.006mg/L以下	SA-GC-MS法、SA-LC-MS法、LC-MS法
82	フェントエート (PAP)	0.007mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
83	フェントラザミド	0.01mg/L以下	LC-MS法
84	フサライド	0.1mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
85	ブタクロール	0.03mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
86	ブタミホス ※2	0.02mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
87	ブプロフェジン	0.02mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
88	フルアジナム	0.03mg/L以下	LC-MS法
89	ブレチラクロール	0.05mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
90	プロシミドン	0.09mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
91	プロチオホス ※2	0.007mg/L以下	SA-GC-MS法
92	プロピコナゾール	0.05mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
93	プロピザミド	0.05mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
94	プロベナゾール	0.03mg/L以下	SA-LC-MS法
95	プロモブチド	0.1mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
96	ベノミル ※11	0.02mg/L以下	SA-LC-MS法、LC-MS法
97	ベンシクロン	0.1mg/L以下	SA-GC-MS、LC-MS法
98	ベンゾビシクロン	0.09mg/L以下	LC-MS法
99	ベンゾフェナップ	0.005mg/L以下	LC-MS法
100	ベントゲン	0.2mg/L以下	SA-誘導体化-GC-MS法、SA-LC-MS法、LC-MS法
101	ベンディメタリン	0.3mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
102	ベンフラカルブ	0.02mg/L以下	SA-LC-MS法、LC-MS法
103	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.01mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
104	ベンフレセート	0.07mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
105	ホスチアゼート	0.005mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
106	マラチオン (マラソン) ※2	0.7mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
107	メコプロップ (MCPPE)	0.05mg/L以下	SA-誘導体化-GC-MS法、SA-LC-MS法、LC-MS法
108	メソミル	0.03mg/L以下	HPLC-ポストカラム法、SA-LC-MS法、LC-MS法
109	メタラキシル	0.2mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
110	メチダチオン (DMTP) ※2	0.004mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
111	メトミストロビン	0.04mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
112	メトリブジン	0.03mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
113	メフェナセツ	0.02mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
114	メプロニル	0.1mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法
115	モリネート	0.005mg/L以下	SA-GC-MS法、LC-MS法

※1 1,3-ジクロロプロペン (D-D) の濃度は、異性体であるシス-1,3-ジクロロプロペン及びトランス-1,3-ジクロロプロペンの濃度を合計して算出すること。

※2 有機リン系農薬のうち、EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジン、フェントロチオン (MEP)、ブタミホス、プロチオホス、マラチオン (マラソン) 及びメチダチオン (DMTP) の濃度については、それぞれのオキシソンの濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキシソン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

※3 エンドスルファン (ベンゾエジン) の濃度は、異性体である α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート (ベンゾエビンスルフェート) も測定し、 α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンの濃度とエンドスルフェート (ベンゾエビンスルフェート) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

※4 オリサストロビンの濃度は、代謝物である (5Z)-オリサストロビンの濃度を測定し、原体の濃度と、その代謝物の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

※5 カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。

※6 グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸 (AMPA) も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸 (AMPA) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

※7 クロロニトロフェン (CNP) の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

※8 ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ (マンコゼブ) 及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。

※9 ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定すること。

※10 フェンチオン (MPP) の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキシソン、MPPオキシソンスルホキシド及びMPPオキシソンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン (MPP) の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

※11 ベノミルの濃度は、メチル-2-ベンツイミダゾールカルバメート (MBC) として測定し、ベノミルに換算して算出すること。

結果の表示方法

1 水質基準項目

項 目 名	表 示 方 法				旭川市水道局の検査方法
	単位	最小桁	有効数字桁数	定量下限値	
1 一般細菌	CFU/mL	X	2	1	標準寒天培地法
2 大腸菌	—	—	—	—	特定酵素基質培地法
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.000X	3	0.0003	ICP-MS法
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.0000X	3	0.00005	還元気化-AAS法
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.00X	3	0.001	ICP-MS法
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.00X	3	0.001	ICP-MS法
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.00X	3	0.001	ICP-MS法
8 六価クロム化合物	mg/L	0.00X	3	0.002	ICP-MS法
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.00X	3	0.004	IC法
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.00X	3	0.001	IC-ポストカラム吸光度法
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.0X	3	0.10	IC法
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.0X	3	0.05	IC法
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.0X	2	0.02	ICP-MS法
14 四塩化炭素	mg/L	0.000X	3	0.0001	PT-GC-MS法
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.00X	3	0.001	PT-GC-MS法
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.000X	3	0.0002	PT-GC-MS法
17 ジクロロメタン	mg/L	0.000X	3	0.0001	PT-GC-MS法
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.000X	3	0.0001	PT-GC-MS法
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.000X	3	0.0001	PT-GC-MS法
20 ベンゼン	mg/L	0.000X	3	0.0001	PT-GC-MS法
21 塩素酸	mg/L	0.0X	3	0.06	IC法
22 クロロ酢酸	mg/L	0.00X	3	0.001	SE-誘導体化-GC-MS法、LC-MS法
23 クロロホルム	mg/L	0.000X	3	0.0001	PT-GC-MS法
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.00X	3	0.001	SE-誘導体化-GC-MS法、LC-MS法
25 ジブromクロロメタン	mg/L	0.000X	3	0.0001	PT-GC-MS法
26 臭素酸	mg/L	0.00X	3	0.001	LC-MS法
27 総トリハロメタン	mg/L	0.000X	3	0.0001	PT-GC-MS法
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.00X	3	0.001	SE-誘導体化-GC-MS法、LC-MS法
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.000X	3	0.0001	PT-GC-MS法
30 ブロモホルム	mg/L	0.000X	3	0.0001	PT-GC-MS法
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.00X	3	0.005	SE-誘導体化-GC-MS法、誘導体化-HPLC法
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.00X	3	0.005	ICP-MS法
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.0X	3	0.01	ICP-MS法
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.0X	3	0.01	ICP-MS法
35 銅及びその化合物	mg/L	0.00X	3	0.005	ICP-MS法
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	0.X	3	1.0	ICP-MS法
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.00X	3	0.001	ICP-MS法
38 塩化物イオン	mg/L	0.X	3	1.0	IC法
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	0.X	3	5.0	滴定法
40 蒸発残留物	mg/L	X	3	1	重量法
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.0X	3	0.02	SA-HPLC法
42 ジェオスミン	mg/L	0.00000X	3	0.000001	PT-GC-MS法
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00000X	3	0.000001	PT-GC-MS法
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.00X	3	0.002	SA-HPLC法
45 フェノール類	mg/L	0.000X	3	0.0005	SA-誘導体化-GC-MS法、SA-LC-MS法
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.X	3	0.3	全有機炭素計測定法
47 pH値	—	0.X	3	—	ガラス電極法
48 味	—	—	—	—	官能法
49 臭気	TON	—	—	—	官能法
50 色度	度	0.X	2	0.5	透過光測定法
51 濁度	度	0.X	2	0.1	積分球式光電光度法

2 水質管理目標設定項目

項 目 名	表 示 方 法				旭川市水道局の検査方法
	単位	最小桁	有効数字桁数	定量下限値	
1 アンチモン及びその化合物	mg/L	0.000X	3	0.0005	ICP-MS法
2 ウラン及びその化合物	mg/L	0.000X	3	0.0001	ICP-MS法
3 ニッケル及びその化合物	mg/L	0.000X	3	0.0005	ICP-MS法
5 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.000X	3	0.0001	PT-GC-MS法
8 トルエン	mg/L	0.0X	3	0.04	PT-GC-MS法
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/L	0.00X	3	0.005	SE-GC-MS法
10 亜塩素酸	mg/L	0.0X	3	0.06	IC法
12 二酸化塩素	mg/L	-	-	-	
13 ジクロロアセトニトリル	mg/L	0.00X	3	0.001	SE-GC-MS法
14 抱水クロラール	mg/L	0.00X	3	0.002	SE-GC-MS法
15 農薬類	-	0.0X	3	0.01	農薬ごとに定められた方法
16 残留塩素	mg/L	0.X	2	0.1	DPD法
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	0.X	3	5.0	滴定法
18 マンガン及びその化合物	mg/L	0.00X	3	0.001	ICP-MS法
19 遊離炭酸	mg/L	0.X	3	-	滴定法
20 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.000X	3	0.0001	PT-GC-MS法
21 メチルtertブチルエーテル	mg/L	0.00X	3	0.002	PT-GC-MS法
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L	0.X	3	0.2	滴定法
23 臭気強度(TON)	TON	-	-	-	官能法
24 蒸発残留物	mg/L	X	3	1	重量法
25 濁度	mg/L	0.X	2	0.1	積分球式光電光度法
26 pH値	-	0.X	3	-	ガラス電極法
27 腐食性(ランゲリア指数)	-	0.X	2	-	計算法
28 従属栄養細菌	CFU/mL	X	2	1	R2A寒天培地法
29 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.000X	3	0.0001	PT-GC-MS法
30 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.0X	3	0.01	ICP-MS法
31 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタナ酸(PFOA)	mg/L	0.00000X	2	0.000002	固相抽出-LC-MS法

※ PFOS及びPFOAの検査については、H15.10.10付健水発第1010001号(R5・R6改正)に基づいた検査が可能な機関にて実施した。

3 その他の項目

項 目 名	表 示 方 法				旭川市水道局の検査方法
	単位	最小桁	有効数字桁数	定量下限値	
その他の項目	水温	℃	0.X	3	-
	電気伝導率	μ S/cm	X	3	1 電極法
	アンモニア態窒素	mg/L	0.0X	3	1-ナフトール法(吸光光度法)
	酸度	mg/L	0.X	3	中和滴定法
	アルカリ度	mg/L	0.X	3	中和滴定法
	塩素要求量	mg/L	0.0X	3	DPD法
	硫酸イオン	mg/L	0.X	3	IC法
	溶性ケイ酸	mg/L	0.X	3	モリブデン黄法による吸光光度法
	溶存酸素(DO)	mg/L	0.X	3	ウインクラー法
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	0.X	3	過マンガン酸カリウム法による滴定法
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.X	3	ウインクラー法
	全窒素	mg/L	0.0X	3	化学発光法
	全リン	mg/L	0.0X	3	ペルオキシ二硫酸カリウム分解法
	浮遊物質量(SS)	mg/L	X	2	ろ過法
	侵食性遊離炭酸	mg/L	0.X	3	計算法
	大腸菌MPN	MPN/100mL	0.X	-	1.8 特定酵素基質培地法
	嫌気性芽胞菌	MPN/10mL	X	2	1 パウチ法
	クリプトスポリジウム	個/20L(浄水)	X	-	1 蔗糖密度勾配法及び磁気ビーズ法
	ジアルジア	個/10L(原水)	X	-	1

※ クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査については、北海道立衛生研究所で実施した。

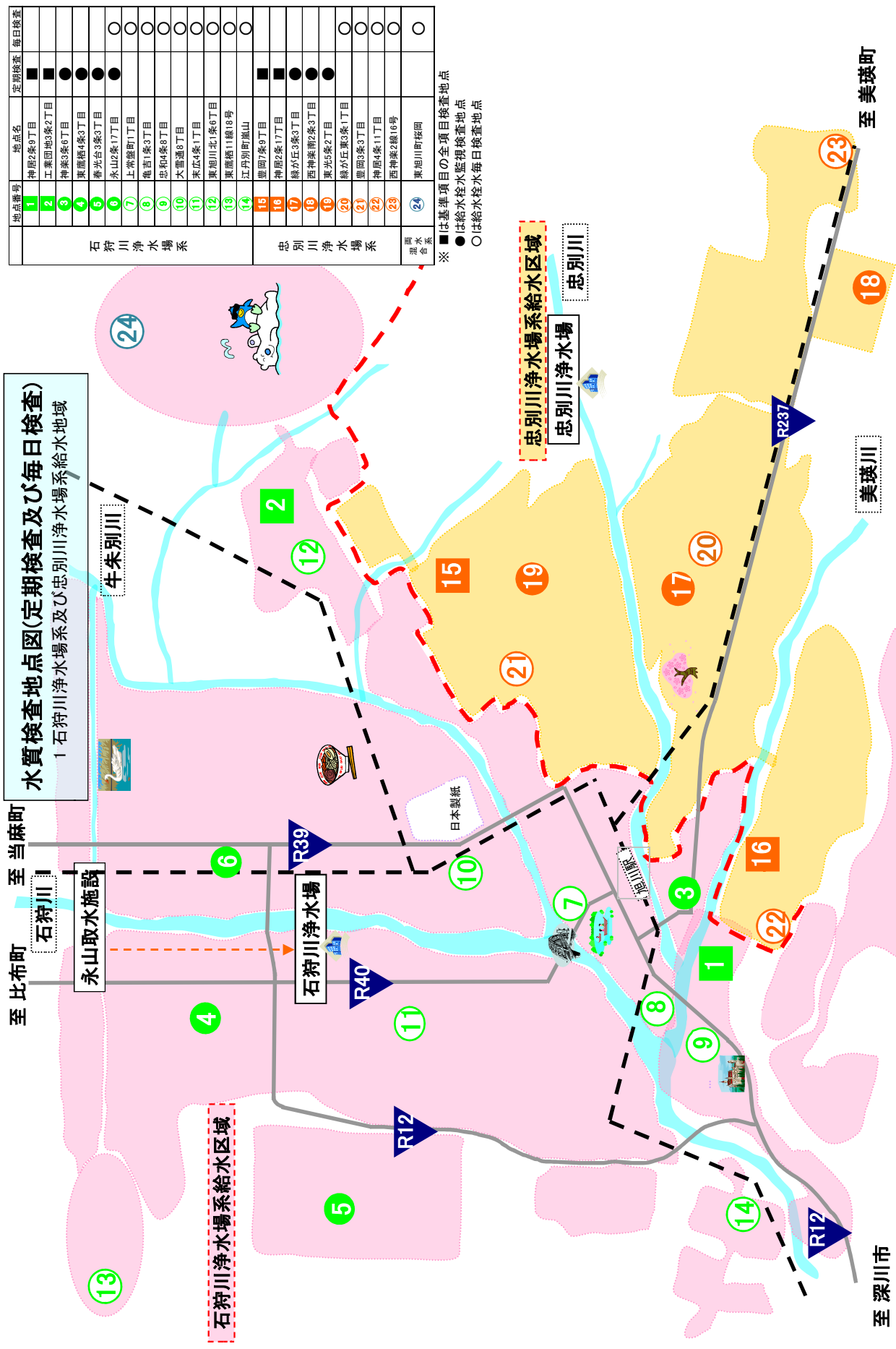
水質検査頻度

1 法及び通知に基づく水質検査

検 査 名	項 目	検査頻度
給水栓水毎日検査	色、濁り、遊離残留塩素	毎日
通常監視検査 給水栓水監視検査	水質基準項目のうち14項目	原水、ろ過水、浄水 概ね月2回 給水栓水 月1回
浄水処理工程検査	一般細菌、大腸菌、大腸菌MPN、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、アルミニウム、鉄、溶存鉄、マンガン、溶存マンガ、塩化物イオン、硬度、ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール、有機物等(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度、遊離残留塩素、アンモニア態窒素、酸度、アルカリ度、遊離炭酸、侵食性遊離炭酸、塩素要求量、電気伝導率	各浄水処理工程 月1回
水質基準項目検査 (全項目)	水質基準51項目 (ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールに関しては、発生時期に検査)	原水、給水栓水 年4回 (5、7、11、2月)
(毎月実施項目)	水質基準項目のうち19項目	原水、給水栓水 月1回 (全項目実施月を除く)
水質管理目標設定 項目検査	水質管理目標設定項目のうち25項目 (二酸化塩素は消毒剤として使用していないため、検査を実施しない。農薬類は次項参照)	原水、給水栓水 年4回 (5、8、11、2月)
水質管理目標設定項目 農薬検査	農薬類(水質管理目標設定項目15)の対象農薬リストのうち71項目	散布時期 (5、6、7、8月)
クリプトスポリジウム等検査	クリプトスポリジウム、ジアルジア	原水 年4回 (4、7、10、1月)

2 独自に調査する水質試験

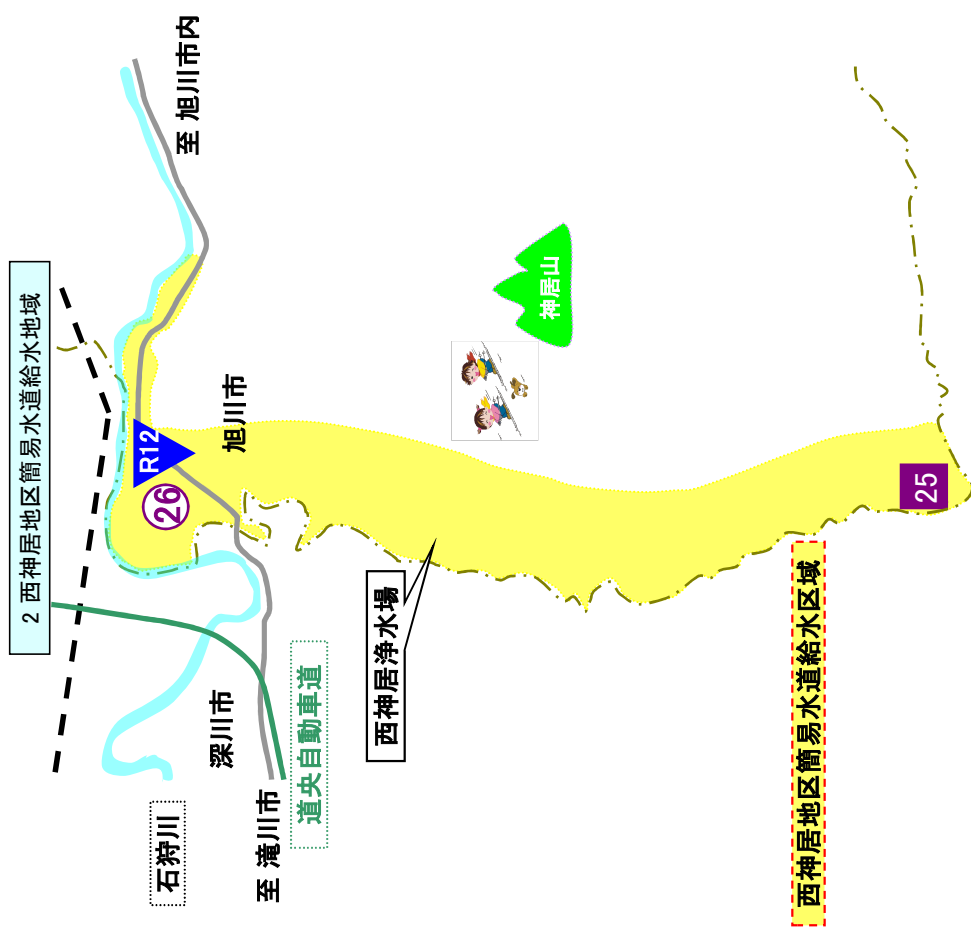
検 査 名	項 目	試験頻度
石狩川上流水質調査 忠別川上流水質調査	水温、大腸菌MPN、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄、マンガン、塩化物イオン、硬度、蒸発残留物、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、色度、濁度、アンモニア態窒素、嫌気性芽胞菌、DO、BOD、SS、全窒素、全リン、溶性ケイ酸、硫酸イオン、酸度、遊離炭酸、電気伝導率 (ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールに関しては、発生時期に検査)	年3回 石狩川(6、11、3月) 忠別川(7、10、2月)
大雪湖水質調査 忠別湖水質調査	水温、大腸菌MPN、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄、マンガン、塩化物イオン、硬度、蒸発残留物、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、色度、濁度、アンモニア態窒素、嫌気性芽胞菌、DO、COD、BOD、SS、全窒素、全リン、溶性ケイ酸、硫酸イオン、電気伝導率 (ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールに関しては、発生時期に検査)	年2回 大雪湖(6、9月) 忠別湖(7、10月)
生物試験	原水中微小生物の検鏡	月1回



地点番号	地点名	定期検査	毎日検査
1	神居2条9丁目	■	
2	工業団地3条2丁目	■	
3	神居3条6丁目	●	
4	東藤橋4条3丁目	●	
5	善光寺3条3丁目	●	
6	永山2条17丁目	●	
7	上常盤町1丁目		○
8	亀戸1条3丁目		○
9	忠和4条8丁目		○
10	大富通8丁目		○
11	末広4条1丁目		○
12	東旭川北1条6丁目		○
13	東藤橋11線18号		○
14	江戸別町福山		○
15	神居7条9丁目	■	
16	神居2条17丁目	■	
17	神居5条3丁目	●	
18	西神居2条3丁目	●	
19	東2条5丁目	●	
20	神居3条3丁目		○
21	神居4条11丁目		○
22	神居3条3丁目		○
23	西神居2条16号		○
24	東旭川町桜岡		○

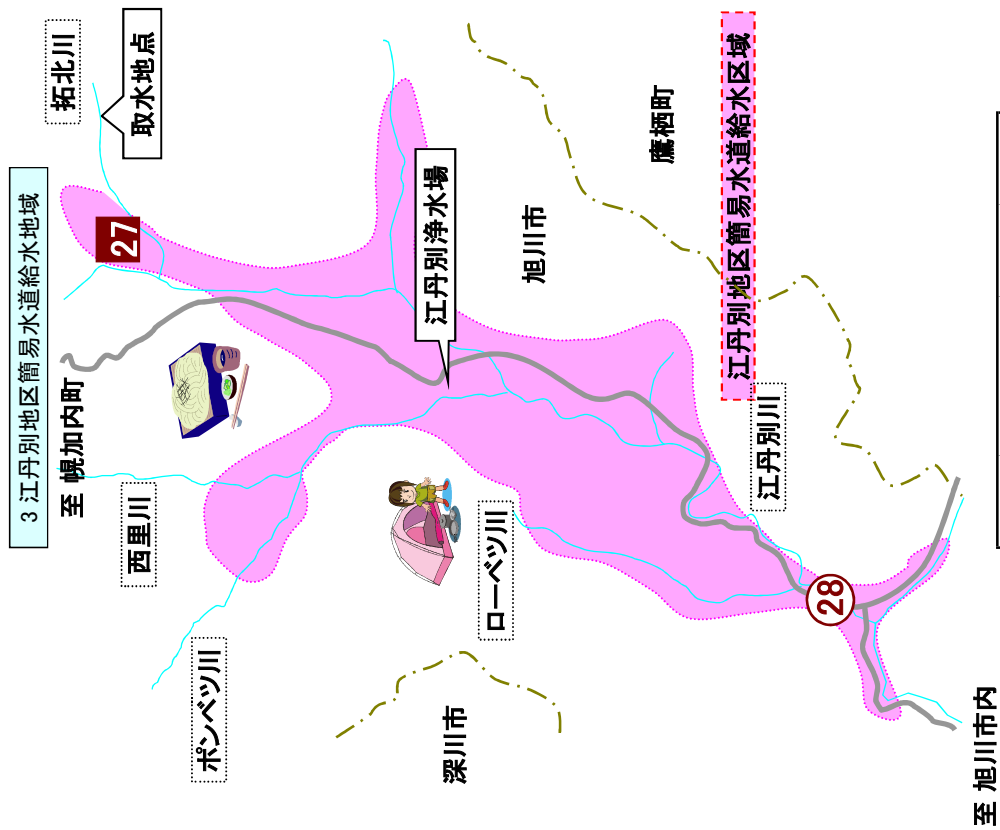
※ ■は基準項目の全項目検査地点
 ●は給水栓水監視検査地点
 ○は給水栓水毎日検査地点

水質検査地点図(定期検査及び毎日検査)
 1 石狩川浄水場系及び忠別川浄水場系給水地域



地点番号	西神居地区 簡易水道地点名	定期検査	毎日検査
25	神居町豊里	■	○
26	神居町神居古潭		○

※■は基準項目の全項目検査地点



地点番号	江丹別地区 簡易水道地点名	定期検査	毎日検査
27	江丹別町柘北	■	○
28	江丹別町中園		○

※■は基準項目の全項目検査地点